

緊急事態の措置(2026年7月9日改定)

台風の接近等により警報が発令されている場合は以下の措置を取ってください。

- ①吹田市に、「暴風警報」、「レベル5特別警報」、「レベル4危険警報」(高潮危険警報を除く)のいずれかが発令されている場合は、下の措置を取ってください。なお、考査の日については、別途指示します。

午前7時までに解除されたとき ⇒ 平常授業

午前11時までに解除されたとき ⇒ 原則として午後1時より午後の授業を実施

午前11時までに解除されていないとき ⇒ 臨時休業

警報発令中は生徒は登校してはいけません。

- ② 自分が居住する市町村に、「暴風警報」、「レベル5特別警報」、「レベル4危険警報」(高潮危険警報を除く)が発令されている場合は、登校せずに自宅または安全な場所で待機して、安全が確認されてから登校してください。その場合の出席の扱いについては、追って連絡します。

- ③ 「レベル3」以下の警報はいずれの地域に発令されていても対象外です。

避難指示等が発令された場合は、安全を守るために適切な行動をとってください。

※また、大阪府教育庁から具体的な指示が出た場合は、その指示にしたがってください。